

＜当社と電気のご契約を頂いている離島のお客さまに対する特別措置＞

当社は、今回の大雨により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域のうち、離島供給約款の適用地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合には、電気料金等の特別措置を講ずることとしております。
(2020年7月7日お知らせ済み)

1 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された市町村およびその隣接する市町村

＜災害救助法が適用された市町村の隣接市町村＞

鹿児島県 薩摩川内市

※ 上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

2 特別措置の内容および申込み方法

1. 電気料金の支払期日（※1）の延長

2020年6月（支払期日が7月4日以降のものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

3. 工事費負担金（※2）の免除

2021年1月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

4. 臨時工事費（※2）の免除

2021年1月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します。

5. 基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2021年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

6. 諸工料（※2）の免除

2021年1月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

(注) ※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

なお、特別措置の適用を希望されるお客さまは、以下の当社配電事業所までお申込みください。

事業所名	所在地	電話番号
川内配電事業所	鹿児島県薩摩川内市西向田町6番26号	0120-986-966